6　第四項に定める特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一　他の金融機関等と協調して特定資金の貸付け等を行う場合に限り特定資金の貸付けを行うものであること。

二　極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。）は一年を、それぞれを超えないこと。ただし、公庫からのツーステップ・ローンによる信用供与を受けることができるのは、第二条に定める実施期間内に限る。

7　第四項に定める特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

8　前条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

9　前条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であって、公庫からの信用供与に係る金利を取得金利の下限とする短期社債ディーラーによるオークション方式等によるものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第五条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補塡をいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に掲げるものを除く。）を合計して七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　前二項に定める場合においては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けであって、第二項に定める特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として九年以内、前項に定める特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

5　第三条第三号、第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に定めるところによるものとする。

一　中堅企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等のうち債務の保証の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ　地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ　下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ　高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な企業であること。

ニ　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

三　第二条第一号に規定する実施期間の終了日時点における、第一号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。

四　第二条第一号に規定する実施期間の終了日時点における、第二号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。

第三条第七号に掲げる者を対象とする貸付け等については、前条第九項に掲げる特定資金の貸付け等であって、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施が困難である場合に限り行うものとし、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

一　深刻な経済危機等に際して指定金融機関が短期社債の取得のリスク補完を通常の手段で行うことが困難である場合等であって、原則として三十億円以上の短期社債の取得であること。

二　短期社債の取得に付与した損害担保取引に係る補塡の額の残高が、指定金融機関ごとに、損害担保取引を付与した時点における危機対応業務により取得した短期社債の残高の概ね三割以内であること。

7　第三条第八号に掲げる者を対象とする出資については、東日本大震災の影響により、経営状況が急激に悪化しており、認定計画の実施に必要な資金調達のためには出資が不可欠と判断される事業者であって、当該事業者の事業の継続が困難となった場合に国民経済の成長及び発展に重大な影響を及ぼすと判断され、かつ、中期的に改善が見込まれるものの指定金融機関が損害担保取引なしでは出資の実施ができない状況にあるものに限るものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第六条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給（法第十一条第三項に規定する利子補給金の支給をいう。以下同じ。）は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給の支給の対象は、平成二十三年九月三十日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一　第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するものを対象とする特定資金の貸付け

二　第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は前号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

三　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け